

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	R 8 国営明石海峡公園淡路地区で使用する電気
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 国営明石海峡公園事務所長 国土交通技官 富所 弘充 兵庫県神戸市中央区海岸通 2 9 番地 神戸地方合同庁舎 7 階
契約締結日	令和 8 年 4 月 1 日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社ほくだん 兵庫県淡路市小倉 1 7 7 番地
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2 5 . 7 4 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2 5 . 7 4 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

# 随意契約理由書

ランク	特例政令等の該当
	非該当

## 1. 業務名

国営明石海峡公園淡路地区で使用する電気

## 2. 業者名

株式会社ほくだん

## 3. 随意契約理由

本業務は、国営明石海峡公園淡路地区及び当該公園の位置する兵庫県淡路市における脱炭素化に向け、国営明石海峡公園事務所長と淡路市長が締結した覚書に基づき、淡路市の共同事業者として指名された者が国営明石海峡公園淡路地区に太陽電池発電施設を設置し、当該施設により発電した電気を国営明石海峡公園事務所が購入し、本公園内の各施設に電力を供給することを目的として行うものである。

国営公園における再生可能エネルギーの導入については、再エネ発電設備の整備と再エネ電気の調達により、2030年度を目途に、国が行う公園管理に係る電力についてゼロカーボンに対応していく方向性で取り組むこととなっており、公園内の設置可能な建築物、駐車場に再エネ発電設備を導入した場合の発電量が目標値として設定されている。また、国土交通省が保有する建築物及び土地においては、太陽光発電の最大限の導入を図ることとされており、必要に応じてPPAモデルの活用も検討することとなっている。

一方で、淡路市は、(株)ほくだん外1者と共に協定を締結し、環境省より当公園を含むエリアを対象に、「環境省脱炭素先行地域」の選定を受け、地域の脱炭素化を図っており、その取り組みは上記国営公園における取り組みとも合致していることから、国営明石海峡公園事務所長と淡路市長との間でも、脱炭素化に向けた連携について覚書を締結しているところであり、当該覚書に基づき国営明石海峡公園淡路地区へ再生可能エネルギーを供給する共同事業者として、淡路市は、淡路市が約90%出資する第3セクターである(株)ほくだんを指名している。

なお、本取り組みに際しては、事前に太陽電池発電施設設置について都市公園法上の許可を事業者に与えているが、その際、使用料を徴収しないことにつ

いては、本省権限で行っているものであり、本取り組みについても了解しているものである。

以上のことから、本業務を実施することができる唯一の者である上記業者と随意契約を行うものである。

#### 4. 随意契約する根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

国営明石海峡公園事務所  
総務課長 村田 高章